

◇事業再構築の類型

事業承継と共同事業化の類型

類型		概要
事業承継	事業の一部の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・石油販売事業の一部を他の事業者へ譲渡 ・譲渡後も、譲渡人は、引き続き、石油販売業者 【例】 <ol style="list-style-type: none"> ①運営する複数のSSのうち1SSを譲渡 ②灯油配送事業の譲渡 ③灯油配送事業のうち、特定のエリアの配送事業の譲渡
	事業の全部の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・石油販売事業の全部の譲渡 ・譲渡後、譲渡人は、石油販売業者ではなくなる
	合併	<ul style="list-style-type: none"> ・SS事業者同士の合併
共同事業化	協定	<ul style="list-style-type: none"> ・石油販売事業やSSの敷地内において提供するサービスの全部又は一部について共同して取り組む 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に、従業員を、協定先のSSに派遣して給油サービス、カーケアサービス等のSSの敷地内で提供しているサービスをサポート ・灯油配送について、ローテーションを組んで共同配送を実施(一部のエリアに限った共同配送を含む。) ・SSの敷地内において提供する商品・サービスについて共同調達を実施 ・他のSSへの車検等の顧客を紹介
	共同経営	<ul style="list-style-type: none"> ・共同子会社を設立して、協力して石油販売事業に取り組む 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・共同子会社に、SS事業や灯油配送事業を集約 ・SSの敷地内において新しいサービスを提供する共同子会社を設立
	委託	<ul style="list-style-type: none"> ・他のSS事業者へ、石油販売事業の一部を委託 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・従来自社で担っていた地域における灯油配送を、他のSS事業者へ委託

※株式保有割合が50%以上（間接保有を含む。）の事業者間における事業承継や共同事業化及び相続は対象外